

さあ、いよいよ開幕です (アナウンス)

最近よく“協働”って言うけれど、何のこと？ むつかしいこと？

私には関係ない？

いいえ、日常的に、みんなが、関係していることです。

例えば、ごみ。一人ひとりがごみ出しルールを守らなかったら、家の周りも、まちの中も、汚れてしまいますよね。

みんなが環境を守り、まちを育てるために、気遣い、協力し合うこと、それが“協働のまちづくり”のはじまり。

このほかにも地域には、福祉・環境・防災・教育など私たちに共通のテーマが、たくさんあります。

地域や市内にとどまらず、もっと広く大きなテーマもあります。

たとえば地球温暖化。この世界規模の課題に対しても、私たち一人ひとりの暮らし方は、直接的にそして深く関係しています。

資源の枯渇・森林減少・砂漠化・飢餓…これら人類が直面する課題に対して、私たち一人ひとりの行動が直接にあるいは間接的に、影響を及ぼす時代なのです。

地域の問題から地球規模の課題まで、お互いに気づき合い、話し合い、ともに協力し、できることから取り組むのが、“協働のまちづくり”と言えるでしょう。

一人の関わりから始まり、二人、二人より三人とみんなが集まることで、テーマが広がり、より大きな課題の解決や創造が可能となります。

安心・安全の、より良い環境を築くため、地域を見つめ直してみましよう。

世界に目を向けながら、今一度、地域を振り返ってみましよう。

私たちの暮らすまちが、いきいきと輝くためには、行政だけでなく、みんなが主役となって展開する“協働のまちづくり”が欠かせません。

ステージは、もちろん、岐阜のまち。そして、世界に向かって発信しましよう。

この指針は、“協働のまちづくり”を進めるに当たり、市民と行政の共通のガイドラインとして、また、明日の住民自治への最初のシナリオとして、多くの市民の皆さんからご意見をお寄せいただきながら、ここに完成しました。

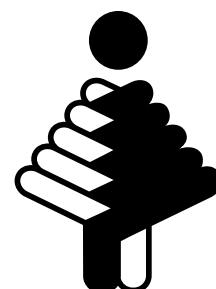
“協働のまちづくり指針”は、具体的な行動に向けてのスタートラインであるとともに、今後、市民の参画により「住民自治基本条例」を検討していく上での第一段階としても位置付けられます。

さあ、明日の岐阜市を目指す“協働のまちづくり”の第1ステージ、

いよいよ、開幕です。主役は、あなた。

平成16年3月

岐阜市協働のまちづくり指針策定検討委員会



[解 説]

趣 旨

地方分権の進展や少子高齢社会の到来など、さまざまな社会背景が“協働のまちづくり”の必要性を、これまで以上に大きくクローズアップさせてきました。この指針は、新たな住民自治を展望しつつ、市民と行政が“協働のまちづくり”をともに進めるための、共通のガイドラインとして策定しました。

構 成

全体の構成は、「前文(序幕)・本文(第一幕～第六幕)・後文(再幕)」と「本文解説」、「用語解説」、「概念図・説明図」で構成されています。岐阜市をステージに、市民が主役となって展開する“協働のまちづくり”を、舞台に例えて表したものです。

内 容 (あらすじ)

『協働』の意味(定義)とその背景・理由」(第一幕)と「協働の担い手」(第二幕)について記す一方、「自治的地域コミュニティ」(第三幕)や「行政の果たす役割」(第四幕)に触れながら、市民活動の活性化と明日の住民自治の確立に向けて、「多様な担い手(市民)に期待される役割」(第五幕)、「中間支援組織」(第六幕)を示しています。

対 象 (配役・演出)

市民(個人・企業・自治会・NPO法人・ボランティア団体など)のみなさん一人ひとりが“協働のまちづくり”の主役であり、演出者です。

位置付け・経緯(総合プロデュース)

議会制度のもとに、“協働のまちづくり”が活発に展開される“明日の住民自治”を目指します。総合計画、新行政改革大綱を尊重し、関係条例と体系的に関連する「(仮称)住民自治基本条例」を検討する上での、第1ステップに指針は位置付けられます。

指針は、市民及び市民活動団体アンケートや市民意見・提言など、数多く寄せられた結果をもとに、「岐阜市協働のまちづくり指針策定検討委員会」によってまとめられたものです。

次のステップへ(再幕)

指針自体、これで完結するものではありません。市民の皆さんによって、さらに次の段階へと見直され、将来にわたって育てられていくものです。この指針はその第一ステップなのです。

※ 表紙の写真は、「羅針盤」(航海などで方位を知るための用具)。“協働のまちづくり”のガイドラインをイメージしています。

序 幕

(前文)

世界に誇る歴史・文化・自然と人が共生する県都・岐阜市。

私たちのまちには、道三・信長の国盗り物語をはじめとする歴史、1300年のかがり火・鶺鴒に代表される伝統文化、そして都市の真ん中に位置する金華山・長良川に象徴される自然に恵まれたすばらしいまちです。

地域やまちの^{かいがい}界隈・・・至る所に、輝く個性が、息づいています。

私たちはこのまちをステージとして、生活しています。そこでは、私たち一人ひとりが人生を織りなす“主役”であると同時に、先人から受け継いだまちを守り、育て、次の世代へと引き継いでいく役割を担っています。

各地域独自の文化や環境を活かし、住民の参画によって安全で安心して暮らすことのできるまちを築くとともに、岐阜市全体の地域力を高めていくことが求められます。

一方、私たちは、温暖化や森林破壊など、一人ひとりが生活を通じて地球規模の問題に深くかかわっていることを認識しなくてはなりません。人類の直面する課題に対し、将来にわたって持続可能な社会を築くという国際的かつ長期的な視点に立って、私たちの身近なまちづくりを考えることも必要です。

私たちは、性別・年齢・障害の有無、そして国籍を越えて、お互いが支え合うとともに、さらに住み良いまちにするため、自発的な社会貢献意識と積極的にまちづくりに参画する意識を身に付け、実行できる協働の社会環境を整備しなくてはなりません。

平和を基調としながら、お互いの人権を尊重し、家族、地域社会、人類、自然、生物への深い愛情をはぐくむとともに、子どもたちが主体性・社会性ある人間として個性を磨き合い、健やかに成長できる環境、そして、すべての市民が健康で豊かな生活を追求できる環境を築いていかななくてはなりません。

また、「行政にゆだねられてきた公共」という考えを見直し、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して「新たな公共」を築いていくことが必要です。

明るく、活気に満ちたステージを、私たち自身が演出し、ともに行動し、ともに学び、ともに育ち合おうではありませんか。そして、魅力あふれる舞台を、ともに発信しようではありませんか。

みんなが“協働のまちづくり”を進めるため、そして明日の住民自治への歴史を刻むための大いなるシナリオとして、この指針をみんなで共有していこうではありませんか。

第一幕

“協働”とは

～その求められている背景と意義～

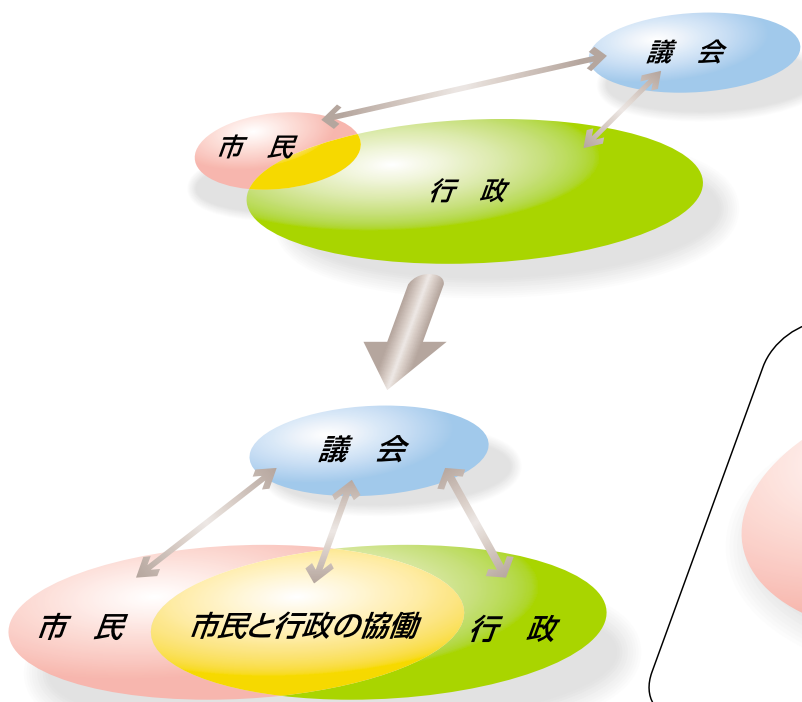
第一場 ●—— “協働” とは

私たちの生活しているまち*¹を、より安全で住み良い、魅力あふれるまちにしたい…明日の岐阜市を築くため、今、“協働のまちづくり*²”は、みんなの共通の課題です。

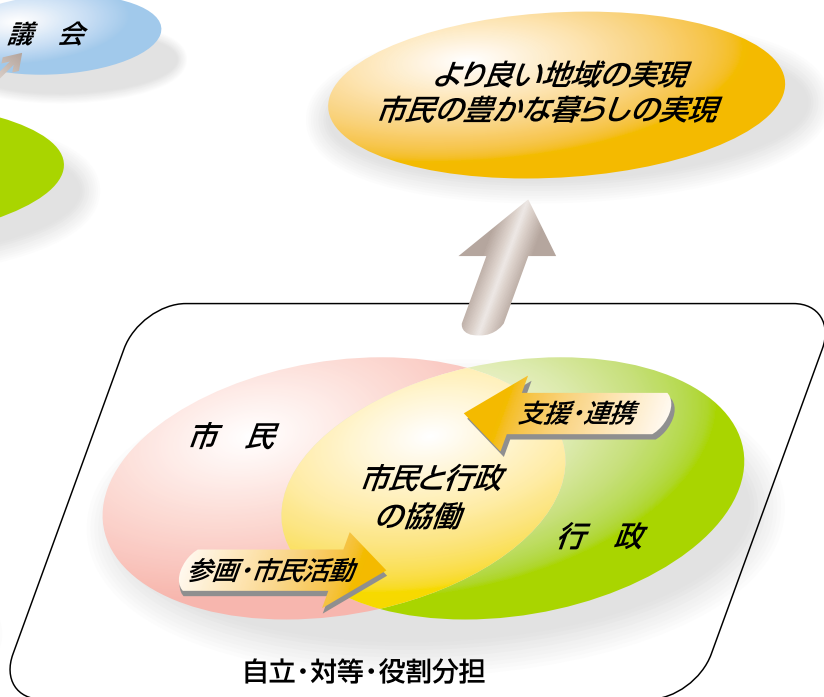
“協働”とは、「市民*³がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題*⁴の解決に当たること」を言います。

この“協働”の意味をみんなが共有するところから、“協働のまちづくり”は始まります。

これからの“協働のまちづくり”



“市民と行政の協働”によるまちづくり



※“市民相互の協働”はP22図を参照

[解説]

「“協働”の理念」

“協働”とは、異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有し、それぞれの資源（人的あるいは物的等資源）や特性を持ち寄り、対等の立場で、協力してともに働くことです。岐阜市民に培われてきた“協働”の土壌をベースに、さらに明日の住民自治に向けての新たな“協働”のあり方が求められます。

「参加から参画へ」

行政にあっては、「住民へ一方的に事業を依頼し、サービスを提供するといった一方通行的な関係」から、「お互いの立場をともに理解し合い、尊重し、対話を通じて共通の目的を達成する双方向の協働関係」を目指す必要があります。そのため、住民にとって受動的な参加だけにとどまることなく、計画から実現まで、能動的に参加することのできる「市民参画社会」を実現することが必要です。

*1 まち

地域と岐阜市全域。**地域**とは、従来の小学校区など、その目的や必要に応じて形成される一定の範囲（コミュニティエリア）を言います。**コミュニティエリア**は、住民が目的に応じて連帯するのに適した範囲・圏域を指します。「単位自治会エリア」（基礎的集落圏）に始まり、一般に徒歩で行き帰りのできる従来の小学校区を単位とする「自治会連合会エリア」（第1次生活圏）、自転車で行き帰りのできる複数の小学校区から成る「中学校区エリア」（第2次生活圏）、そして、複数の中学校区から成るエリア（第3次生活圏）などがあります。

*2 まちづくり

道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりやリサイクルなどのソフト分野まで、住み良い環境を築くための取り組み全般。一人ひとりが、地球温暖化などに深く関わっていることを認識し、生活改善に取り組む個人の活動も広くは「まちづくり」と捉えられます。

*3 市民

岐阜市に在住・在勤するすべての個人、団体、企業。これに対して、**住民**とは、地域社会の構成員としての市民を指します。それぞれの地域で生活を営む住民は、地域固有のまちづくりの担い手であることから、市民はまず地域の住民である、という点に重きを置き、市民という表現とは使い分けています。

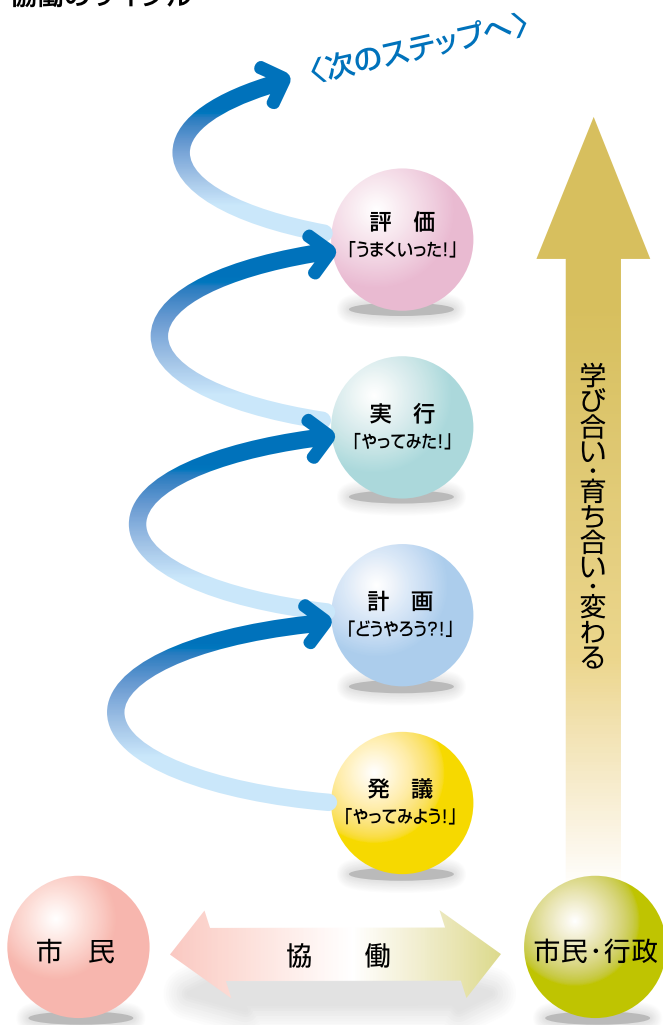
*4 社会的課題

住民・市民や地域・市に共通する課題。これらの課題解決に当たる活動が「まちづくり」であり、この活動はまた「社会貢献活動」でもあると言えます。

第二場 ●—— 学び合い、育ち合い、ともに変わる

“協働”は、「お互いが相手を理解することに努め、その信頼関係のもとに、ともに学び、ともに育ち、ともに変わる」という一連の行動と目標達成の繰り返し作業です。

協働のサイクル



[解説]

「計画・実行・評価」

“協働のまちづくり”は、お互いが相手を尊重し、労力、技術、情報、ノウハウ、資金など資源を持ち寄り、「計画・実行・評価」作業の形で進められます。市民が主体的に参画し、行動するこの“協働”の輪を広め、かつ高めていくことが大切です。

第三場 ●—— “市民と行政の協働” と “市民相互の協働”

“協働のまちづくり”には、大きく二つの意味があります。一つは、市民と行政が、ともに協力して役割を分担し、まちづくりを進める“市民と行政の協働”です。

そしてもう一つが、個人・団体・企業など市民が相互に協力し合い、連携してまちづくりを進める“市民相互の協働”です。

この二つの“協働”が、ともに活発に展開される社会を築くことが必要です。

[解説]

「“市民と行政の協働”と“市民相互の協働”」

“協働のまちづくり”は、“市民と行政の協働”とともに、市民がお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う“市民相互の協働”が大きな柱となります。

また、支援と言うと、行政が市民活動団体などに行う支援と捉えられがちですが、企業や市民活動団体が、他の市民活動団体などを支援（人材・情報・資金などを提供）することも、“協働のまちづくり”では非常に重要となります。

行政は、この“市民相互の協働”が、活発に展開される市民参画社会を築くため、環境の整備を進めるとともに、市民の理解を得るための啓発を行うことが必要です。

第四場 ●—— 今なぜ、“協働のまちづくり”？

「都市化の波」を受けて、隣人の顔も知らないなど「コミュニティ^{*1}の希薄化」が進行しています。地域社会での「心のふれあい」や「助け合い」が薄れ、また、「住民や地域が主体的に担ってきたまちづくりの仕組み」が次第に失われつつあります。そして広い分野で「行政への依存傾向」が進むと同時に「行政の肥大化」を招いてきました。

一方、「住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化・複雑化」が進む中、「行政だけではきめ細かな社会サービスの提供に限界」が提起されるようになりました。

また、「地方分権が進展」する中、魅力あふれる都市を築くためには、「地域の特性を活かしたまちづくり」「地域を知り、地域に愛着を持つ住民によるまちづくり」が必要です。

さらに、従来の市民参加型をさらに進めた「市民参画^{*2}型」の行政運営の展開を求める声が高まっています。

これらの社会的課題やニーズに対応し、解決していく仕組みが、“協働のまちづくり”です。

「市民満足度や地域力^{*3}を高め」、「明日の住民自治^{*4}の確立」を目指す“協働のまちづくり”の推進は、21世紀の「新しい地方の時代」の条件とも言えます。

第四場 ●——今なぜ、“協働のまちづくり”？

【解説】

「コミュニティの希薄化」

近年、コミュニティの希薄化が問われています。昔から、地域が担って来た相互扶助の機能（葬儀・子育て・介護など）は、企業や行政によって代替されるようになりました。道路や水道などのインフラ（基盤）整備が進み、農業の近代化、高度情報化などが、地域の共同作業の必要性を薄めてきました。さらに、少子高齢社会の到来と核家族化、個人の価値観と娯楽の多様化、住民の転出入、経済社会の変容などが、コミュニティの希薄化に拍車をかけました。また、ときとして地域固有の伝統行事やまつりなどが失われていきました。

「地域が担っていたまちづくりの権限」

もともと地域には、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。地域の一員として、お互いが快適に暮らすため、美化の習慣、環境の保全、景観の保持などについての暗黙のルールや仕組みが、ごく普通に機能していました。しかし、時代の変化とともに公共空間の管理をはじめ、地域の課題解決についての行政への依存傾向が強まり、その結果、地域で培われてきたルールやまちづくりの仕組みも、その機能を弱めていきました。このことは同時に、住民相互の助け合いや心のふれあいにも、少なからず影響を与えてきたと思われます。

「市民満足度を高めるためには」

公平・効率を求められる行政、利益を上げることが求められる企業だけでは、住民ニーズの多様化・個別化・複雑化に対応することが困難となってきました。市民と行政の役割について、今一度整理し、目標の達成度と市民の満足度を、より高い次元で、かつ効率的に実現できる仕組みが必要です。それが“協働のまちづくり”と言えます。

「地方分権と地域のまちづくり」

地方分権が進展する中、地域に固有の文化・歴史・資源などを活用して、住民主体によるまちづくりを進めるため、住民自治の新しいフレーム（枠組み）を築くことが必要です。“協働のまちづくり”は、その大きな柱と言えます。

*1 コミュニティ

多様な生活形態を基礎として形成されるまとまり・結びつきのひろがり。住民一人ひとりのつながりに始まり、地縁による「地域型コミュニティ」、特定のテーマを持った「目的型コミュニティ」、企業・事務所などによる「地域経済型コミュニティ」、インターネットを介する「電子コミュニティ」などがあります。

*2 市民参画

受動的なまちづくりへの参加にとどまらず、さらに政策立案から実施・評価まで、能動的にまちづくりに関わること。

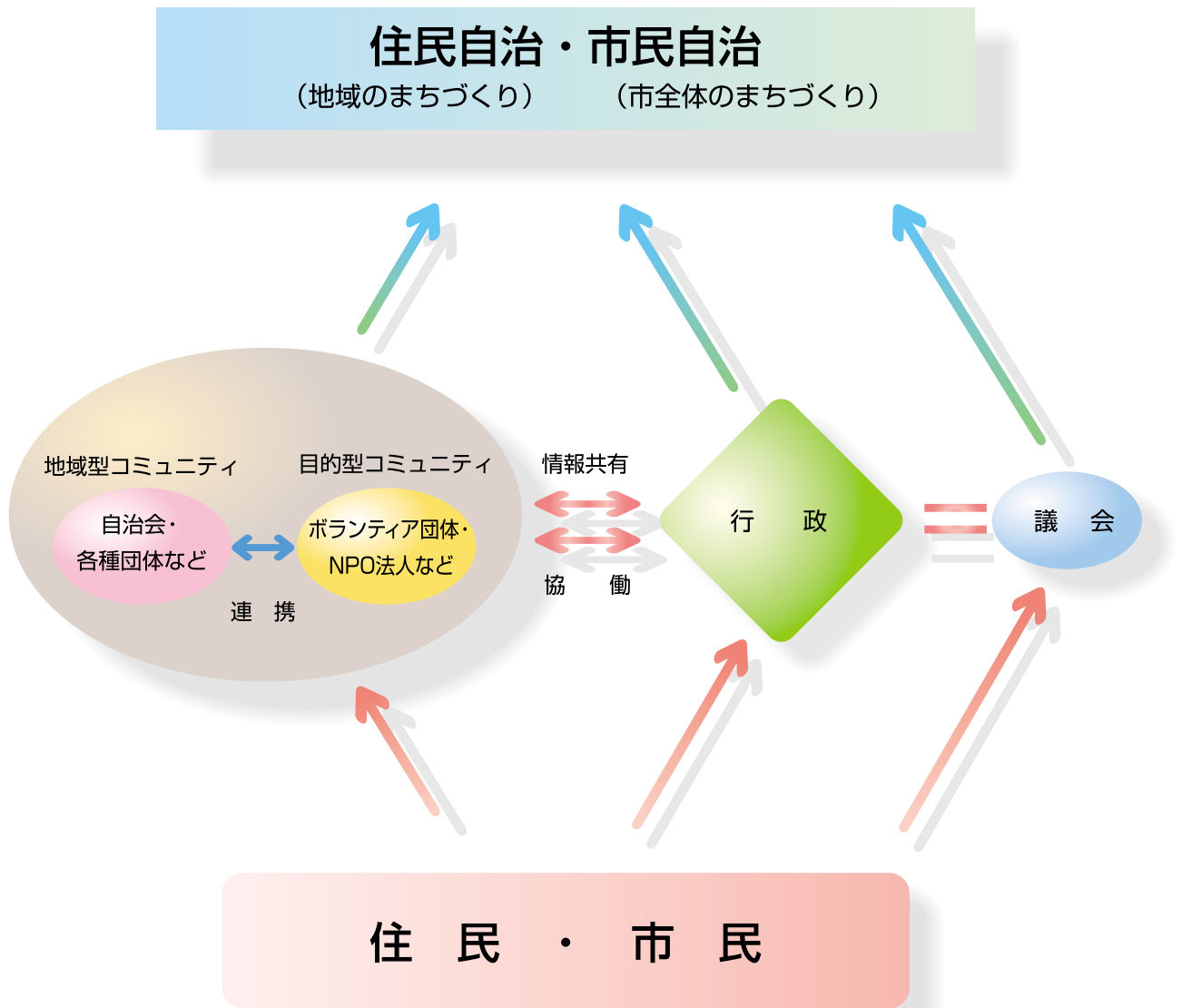
*3 地域力

地域の持つ資源、安全・安心の環境、子育て・教育環境、公共マナーやまちづくりに対する住民意識など、あらゆる分野において、より高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境をかもし出し、築き上げることによって培われる地域の力。これを担う住民の力は、住民力・市民力とも言えます。これらが積み重なって、岐阜市全体の地域力も形成されます。

*4 住民自治

住民自らが、主体的に地域のまちづくりを協働して進めること。近年、地方分権や合併を契機に、住民自治の制度的拡充が、進みつつあります。また、岐阜市全体を指して、市民自治と言います。

住民自治への“協働”概念



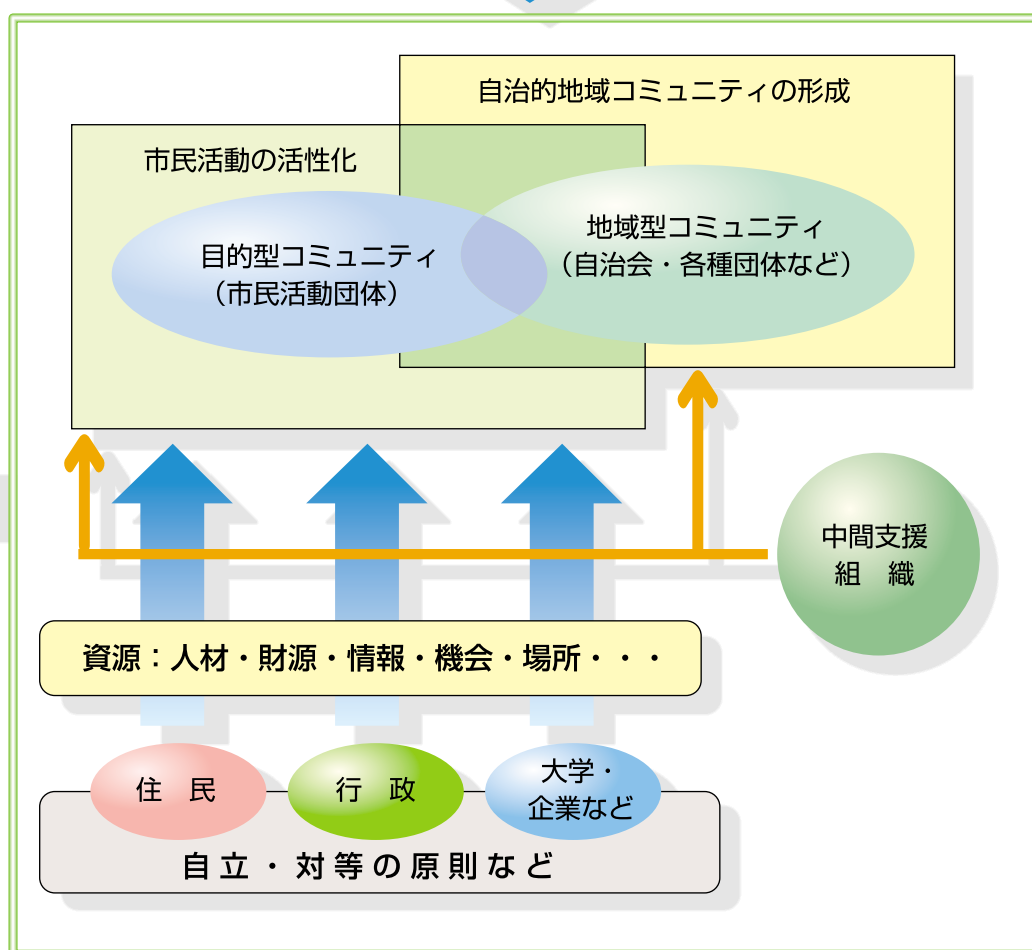
第四場 ●—— 今なぜ、“協働のまちづくり”？

社会的背景に対応する新しい市民社会の構築

- 背景
- ・心の豊かさの追求・自己実現志向の高まり
 - ・地域の防災から地球規模の環境問題まで一人ひとりが深く関わる時代
 - ・地方分権・都市内分権・固有の地域づくりの希求
 - ・行政の担う社会サービスの限界
 - ・経済成長の伸び悩み
 - ・少子高齢化・国際化・広域化・高度情報化などの進展

テーマ 「協働のまちづくり」

目標
住民自治・市民自治による新しい市民社会の構築



第五場 ●—— 地域とまちづくり

地域は、日常生活を営み、人生の大半を過ごす生活ステージです。みんなが安心して暮らすことができ、活動することができる良好な環境を築くことは、住民共通の願いです。だからこそ、地域は、一人ひとりの“まちづくり”への参画と学習の機会・きっかけを提供する場としても重要です。



[解説]

「人生の大半を暮らす地域だから」

少子高齢社会を迎え、高齢化率が3人に1人という地域も見られます。お互いが相手を思いやり、声を掛け合い、支え合うことのできる、心の通い合う地域は、誰にもやさしいまちを築くことになります。日ごろのコミュニケーションが、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる環境を築きます。また、ポイ捨てなどの公共マナー違反や犯罪を抑止する、隙を見せない地域環境を築きます。

「地域は社会とまちづくりに参画する第一次圏域」

地域は、住民が社会に参画する第一次圏域とも言えます。私たちは、すでに身近な生活の場で、ごみ減量やリサイクル活動、美化活動など日常習慣として社会貢献活動に参加しています。また、地域には青少年教育、交通安全などへの取り組み機会も多くあります。受動的に与えられる機会だけではなく、自発的な活動の芽が話し合いから生まれることも少なくありません。そのようなきっかけが多く持てるような地域の環境を、“協働”で実現していく必要があります。

「地域に学び、地域に活かす」

住民一人ひとりが地域で学習し、学習したことを地域のまちづくりに活かすことのできる、そんな環境を地域に育てていくことが必要です。また、住民がライフステージにあわせ、地域活動に参画できる環境が求められます。例えば、退職後の地域へのソフトランディング(ゆるやかな着地)の仕組みは、地域に戻ったとき、社会参画の手立てが見つからない人のために、重要な取り組みです。意識を行動に結び付けられるように、一人ひとりが、活動や学習のきっかけを見つけることのできる仕組みを協働して築いていくことが必要です。

「みんなが参画する“協働のまちづくり”社会」

質の高い多様なライフスタイルや精神的な豊かさを追求し、享受できる日常環境の実現は、住民一人ひとりの願いです。そういった環境は、与えられるのではなく、市民一人ひとりの自覚と行動によって醸成されることも忘れてはなりません。

一方、地域は、だれもがまちづくりに参画することのできる、開かれたステージでなくてはなりません。性別・年齢・障害の有無、そして国籍を越えて、ともに目標を共有し、まちづくりに参画できる地域社会が求められます。それぞれの自覚と役割分担のもとに、協働してこれに取り組むことが必要です。

第六場 ●—— “協働のまちづくり” の二つの基本的な考え方

これまで公共^{*1}の多くは「行政にゆだねられてきた公共」でした。しかし、これからの時代は、みんなの“協働”で創り、育て上げる「新たな公共」の考え方が重要となります。

また、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それができない問題は行政が解決するという「補完性の原則」に、改めて注目することが必要です。

この二つは、“協働のまちづくり”に通じる基本的な考え方と言えます。

[解説]

『「行政にゆだねられてきた公共」から「新たな公共へ」』

行政にゆだねられてきた社会サービスや公共施設の管理そしてまちづくり全般について、“協働のまちづくり”の多様な担い手である市民と行政が、それぞれの役割分担のもとにこれを運営していく考え方が必要となります。

*1 公共
社会一般の利益に関するもの。

「補完性の原則」

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家庭で解決を図り、それもできない場合は、地域(コミュニティ)で、それでもできない場合は行政が行うというこの考え方は、誰が、どのように問題を解決することが最適かつ効果的・効率的か、ということでもあります。特に、地域(コミュニティ)が、その課題解決の機能を発揮するには、住民・自治会・市民活動団体などによる“市民相互の協働”が重要となります。

第七場 ●—— “協働” の原則 11

“協働”を進めるスタイルとして、次のような原則を参考に、良いパートナーシップの関係を築くことが大切です。

- ①お互いが対等の関係です。
（「対等の原則」…下請けの関係ではない）
- ②お互いが自己責任・自己決定のもとに行動します。
（「自主性・自立性の原則」…もたれ合う関係ではなく、支え合う関係）
- ③お互いの立場を理解し合って行動します。
（「相互理解・説明責任の原則」…立場の違いを前提に協力し合う）
- ④お互いが話し合いによって進めます。
（「話し合いの原則」…一方的に押し付けない。役割分担することも大切）
- ⑤お互いが持つ情報を公開し合います。
（「情報共有の原則」…お互いが情報を共有し、お互いが持つ資源を活かします）
- ⑥お互いが学び合い、育ち合うことを目指します。
（「学び合いの原則」…学び合い、一人立ちして、次の新たな使命に挑む）
- ⑦お互いの資源を持ち寄り、それをベースに活動を開始します。
（「自然体の原則」…自分自身でできることから。最初から背伸びしすぎない）
- ⑧ともに目指す目的は同じです。
（「目的共有の原則」…何のために協働するかをお互いが確認）
- ⑨具体的な事業の実施に当たっては、いつまでに、何を、どのように達成するかを確認し合います。
（「時限性の原則」…目標達成期限の確認）
- ⑩取り組み内容は、みんなが知ることができます。
（「公開の原則」…透明で、開かれた活動）
- ⑪お互いが提案することができます。
（「発議自由の原則」…「市民」から、「行政」から、そして「協働体」のいずれからでも提案可能）

第一場 ●—— “協働” の多様な担い手

阪神・淡路大震災をきっかけに、社会貢献活動の重要性及び自治会*1などの地域型コミュニティ*2やNPO*3法人・ボランティア*4団体などの市民活動*5団体(目的型コミュニティ*6)の果たす役割の重要性が改めて認識されてきました。

個人や企業、あるいは自治会、各種団体*7、NPO法人、ボランティア団体、まちづくり団体*8などみんなが、社会貢献意識を持ちながら、“協働のまちづくり”の担い手として参画できる社会を、市民と行政の協働により築くことが必要です。

*1自治会

地域住民が連帯を深めながら、豊かで住み良い地域基盤を築くことを共通目的とする地縁の組織(市全域に自治会連合会があり、単位自治会、班などで構成されています)。任意の住民組織であり、広い意味では市民活動団体ですが、幅広い分野で住民・世帯の生活に関する基礎的団体としての性格を有することから、市民活動団体とは区分して用います。

*2地域型コミュニティ

地域住民が連帯して構成するひろがり。自治会をはじめ各種団体・商店街などがあります。

*3NPO

非営利組織という意味のNon-Profit Organizationの頭文字をとったもの。また、このうち特定非営利活動促進法に基づいて、所轄庁の認証を受けた団体が「NPO法人」で、環境や福祉などの広い分野で、かつ主として特定の社会的課題の解決を使命とした活動を継続的に行う市民活動団体です。

*4ボランティア

自発的な意志と自己責任に基づく、非営利の社会貢献活動のことで、個人・団体の別を問いません。ボランティア団体は、市民活動団体に位置付けられます。

*5市民活動

非営利による社会的課題を解決するために展開される、市民の自発的な社会貢献活動。個人・団体の別を問いません。なお、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動などは含みません。また、営利を目的としない活動であれば、構成員や会員などの活動が有償・無償のいずれであるかを問いません。

*6目的型(テーマ型)コミュニティ

ある特定の目的・使命を遂行するために組織された団体。NPO法人・ボランティア団体・まちづくり団体などの市民活動団体があります。趣味のサークルも、社会貢献活動の展開が考えられることから、広い意味において目的型コミュニティです。

*7各種団体

老人クラブ・子ども会・青少年育成市民会議・婦人会・体育振興会・消防団・水防団など、地域において社会的な必要性から組織されている団体。地縁による性格が強いものの、会員や目的が特定していることが多く、市民活動団体と同様の性格もあわせて有します。また、地域に密着して社会福祉活動を推進する社会福祉協議会があります。

*8まちづくり団体

景観・緑化などハード系の分野や、にぎわいイベント・空き店舗対策など地域活性化の分野を中心に活動する市民活動団体です。地域型コミュニティと目的型コミュニティ双方のケースが考えられます。

第二場 ●—— “協働のまちづくり” の3本の柱

この指針では、“協働のまちづくり”を進める大きな柱は、次の3つです。

- ①「自治活動^{*1}・市民活動の促進」(第五幕に記述)
- ②「明日の住民自治の枠組みづくり」(第三幕に記述)
- ③「市民参画の制度拡充と行政の変革」(第四幕に記述)

それぞれを推進するに当たっては、行政はもとより、“協働のまちづくり”の多様な担い手である個人や企業、地域型コミュニティ、そして目的型コミュニティなどが、お互いに求められる役割を認識し、ともに取り組んでいくことが必要です。

*1自治活動

住民相互の親睦や防災・福祉・環境などの自主的な取り組み、あるいは地域課題の解決にあたる住民の活動です。その多くは自治会を中心として展開されています。広い意味では市民活動です。

第三場 ●—— 地域型コミュニティと目的型コミュニティの連携

地域型コミュニティと目的型コミュニティは、目的を異にするものではありません。むしろこの二つが連携することで、より多様で効果的なまちづくりが可能となります。また、住民が参画できる窓口もより広がります。

地域型コミュニティは、住民有志のグループ・NPO法人・ボランティア団体などと連携することで、その機能をより発揮することが期待されます。

また、目的型コミュニティは、地域や住民の理解と協力のもとに、活動の輪を広げ、その社会的使命をより高いレベルで目指すことが期待されます。



[解説]

「自治会などの地域型コミュニティによる活動」

阪神・淡路大震災をきっかけに、地域の人と人との結びつきが、救助や復興に重要な役割を果たしたことから、改めて脚光を浴びたのが地域型コミュニティです。

自治会を核とする地域型コミュニティは、住民の身近な生活の場として、住み良い地域社会を築くため、防災・環境・福祉さらには地域教育など、あらゆる分野において、重要な役割を果たしています。

災害に備えた自主的な取り組みをはじめ、地域の課題を自ら解決し、地域のまちづくりを住民相互が支え合い、協働して行うための基盤的な役割を果たす地域型コミュニティ。より多くの人々の参加によって、より地域のコミュニケーションを深め、より良いまちづくりに向けて住民が共通の目標を持って、ともに協力し合うコミュニティの関係づくりが期待されます。

「NPO法人やボランティア団体など目的型コミュニティによる活動」

地域型コミュニティ同様、やはり阪神・淡路大震災や日本海重油流出事故を契機として個人や団体による非営利の社会貢献活動が、高い評価を得、活発化してきました。

これらは特定の目的や使命を達成するために組織され、機動性と先駆性と専門性を活かし、直面する課題への対応や行政では困難な社会サービスの提供を行うもので、全体として、多様で幅広い分野の社会貢献活動が期待されます。

「地域は住民によって育てられる」

地域型コミュニティは、住民相互が、コミュニケーションを密にすることで、よりその機能を高めることが可能となります。住民の能動的な参加により、その力が結集されたとき、より大きなパワーを発揮することが可能となります。多様化・個別化・複雑化する住民ニーズや新たな地域課題を、住民自ら解決していくために、個人・企業・あるいはNPO法人やまちづくり団体など市民活動団体が、互いにアイデアを持ち寄り、提言し、政策・計画としてまとめ上げ、決定し、実行していくことで、地域と地域型コミュニティは育てられていきます。

第一場 ●—— 明日の住民自治への枠組みづくり

都市内分権*¹のもとに、地域の特性を活かし、あるいは地域課題の解決に当たり、地域のまちづくり目標を実現するため、住民が主体となって計画・実行に当たる“自治的地域コミュニティ*²”の形成が求められます。

[解説]

「地方分権と住民自治の充実」

都市内分権を進めるには、二つの視点が必要です。一つは、行政内部の分権として、分庁舎などへの権限移譲です。今一つは、各地域のコミュニティへの分権であり、まさに住民分権とも言うべきものです。その対象として、どの地域を自治的地域コミュニティの単位とするのかは重要なテーマとなります。また住民の参画をより活発化するため、それを構成する基礎的単位が必要となる場合もあると考えられます。今後、住民意識や自治組織の実態を踏まえながら、市民と行政が協働でこの課題に取り組むことが必要です。

また、これまで行政が担ってきた役割のうち、地域が独自で企画し、実行に当たることができる内容は、どのようなものを明らかにしていくことが重要です。この課題に対しても、都市内分権や議会制度との関係、あるいは住民意識や自治組織の実態を踏まえながら、検討を進めることが必要です。

「合併と住民自治」

合併に際しては、「市町村の合併の特例に関する法律」において、地域審議会を旧市町ごとに設置することが可能とされています。岐阜市においても、合併後、編入の市町に地域審議会を設置すること、またその後、新岐阜市において新たな区割り単位を検討する方向性が示されています。住民自治の充実を図るためには、行政内部の分権にとどまることなく、その基盤となる“協働のまちづくり”社会の構築と住民意識の醸成が重要となります。

*1 都市内分権

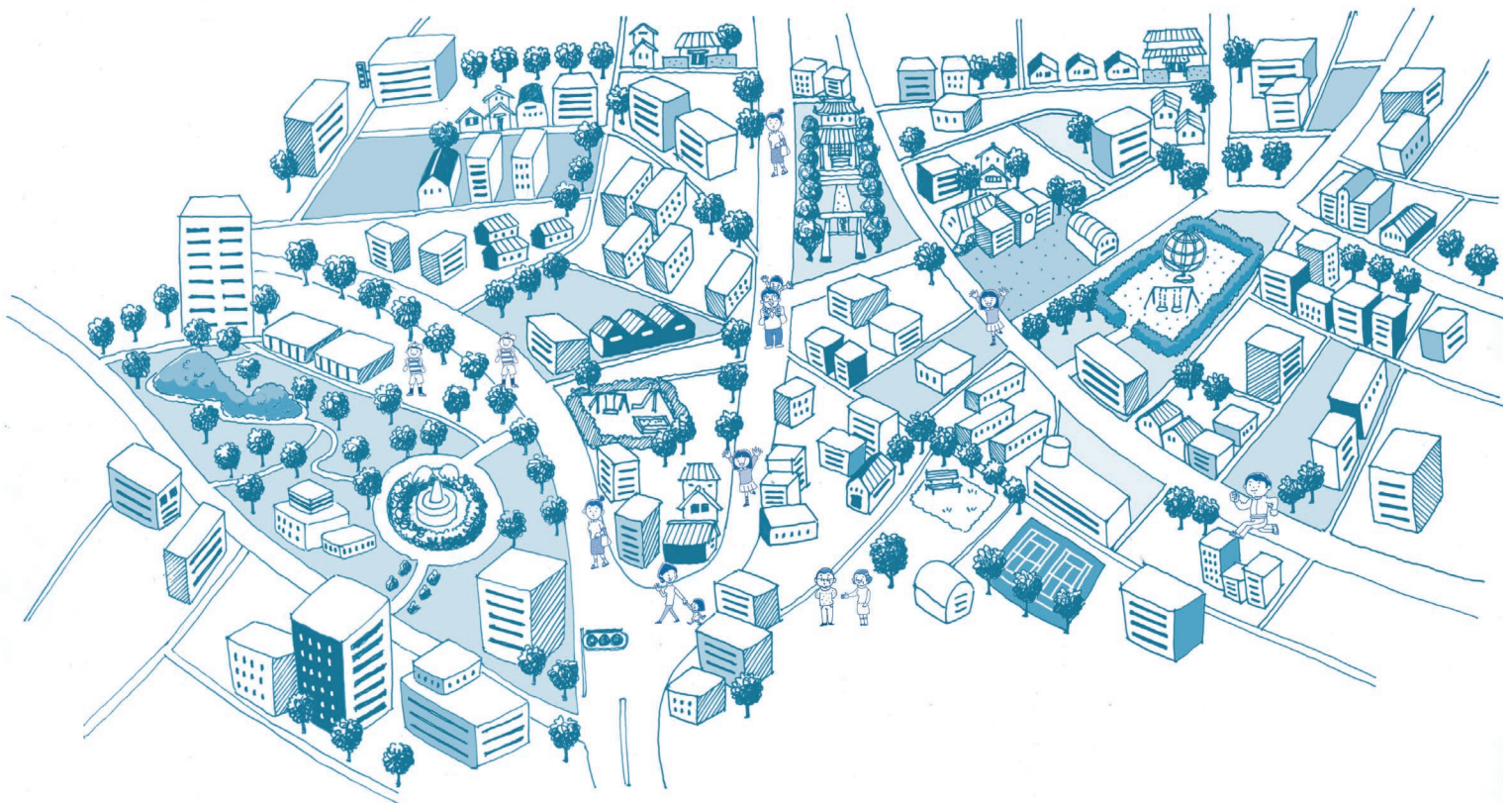
市をいくつかの区域に分け、住民参画のもとにまちづくりを進める仕組み。各地域が全体ビジョンを共有しつつ、地域固有のまちづくりを住民の参画により進めるために、“自治的地域コミュニティ”の形成が求められます。

*2 自治的地域コミュニティ

まちづくりの提言から実行までを自らが担うことのできる、より充実した住民自治の機能を備えた組織。住民がまちづくりに広く参画するシステムとして、また市民活動が活発に展開される地域環境を整備する上で、地域に適した仕組みを創り出すことが必要とされます。

第二場 ●—— 多様な担い手の連携・参画

“自治的地域コミュニティ”の形成に当たっては、住民、地域型コミュニティ、目的型コミュニティ、中間支援組織など多様な担い手と行政が、協働して取り組む必要があります。



自治的地域コミュニティには、次のような役割が期待されます。

- ① 住民のまちづくりへの参画
 - ② 人・情報の交流
 - ③ ボランティア等市民活動に関する相談
 - ④ 地域学習
 - ⑤ 住民意識の啓発・向上
- などです。

[解説]

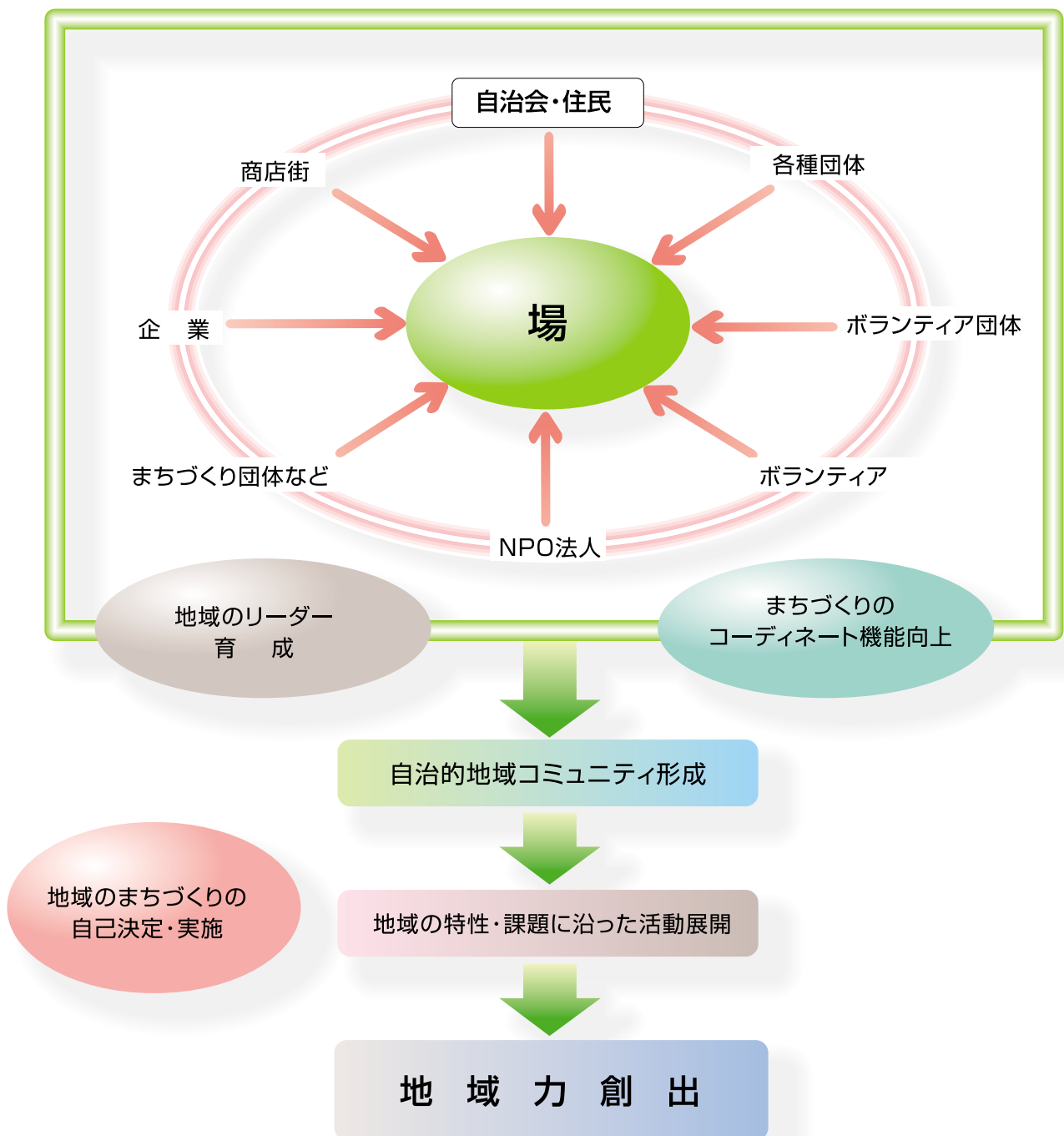
「交流の場」

住民のまちづくりへの参画や人・情報の交流を促すため、大きく二つの「場」が考えられます。一つは、地域のまちづくりについて協議・決定する場です。例えば、「まちづくり協議会」、「まちづくり委員会」、「住民会議」などの名称で呼ばれる組織の設置です。もう一つは、誰もが訪れたいときに訪れ、地域情報を取得し、あるいは交流できる拠点づくりです。市民の皆さんから寄せられた意見・提言にも「縁側」、「NPOハウス」、「ほっとスポット」、「地域プラットフォーム」などの名称で開設が求められています。これらの「場」は、地域交流の拠点として、社会貢献活動に参加したい住民の窓口となったり、サービスを提供したい人と受けたい人とのマッチング（仲介）や、学びたい人へのきっかけづくりとしての機能が望まれます。

「住民主体の地域のまちづくり」

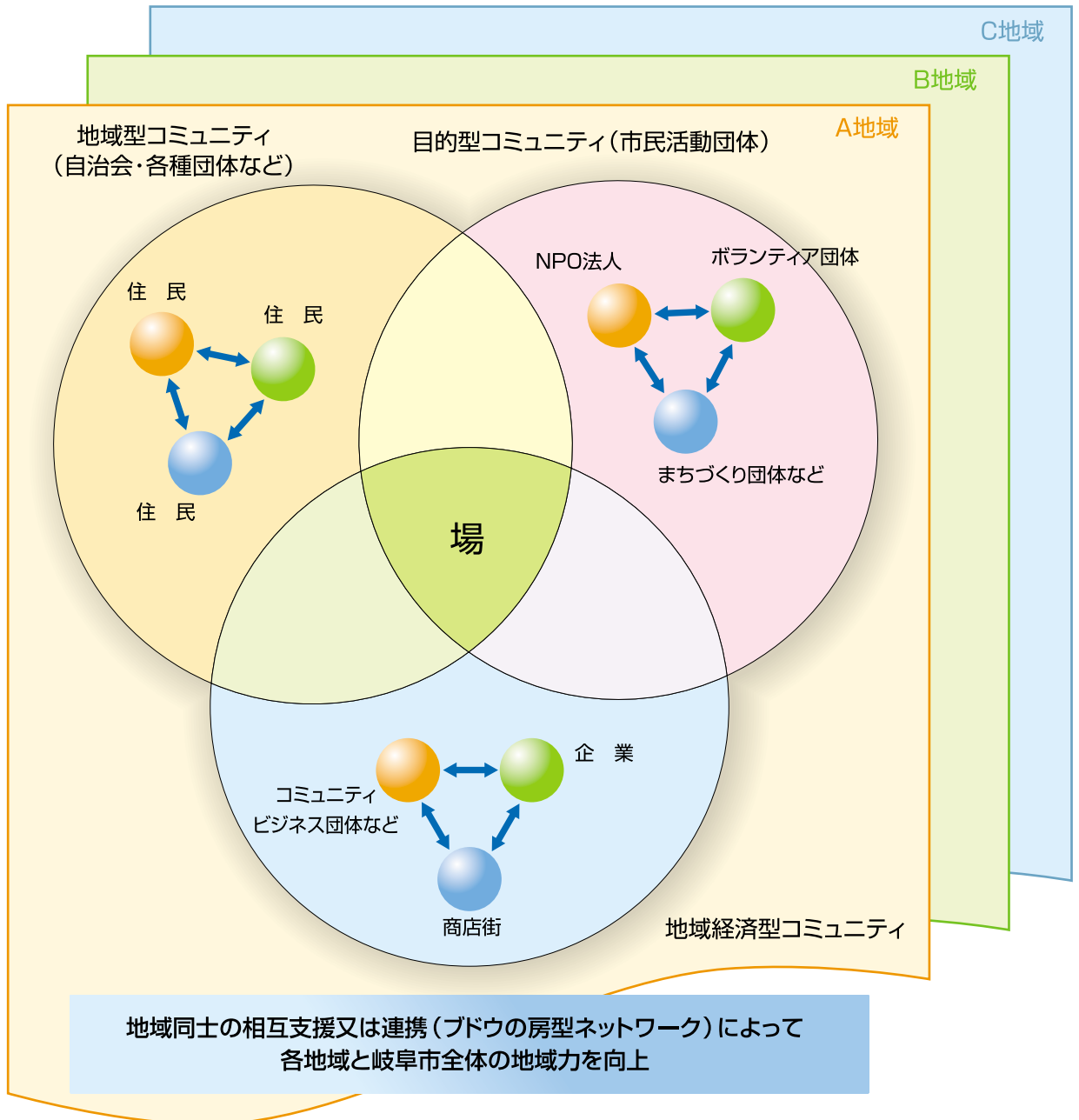
住民自らが地域の「まちづくり計画」や「ふれあい憲章」を作成するなど、新たな住民自治に向けた取り組みを、多くの住民の参画によって主体的・段階的に進めることが求められます。

自治的地域コミュニティのイメージ図



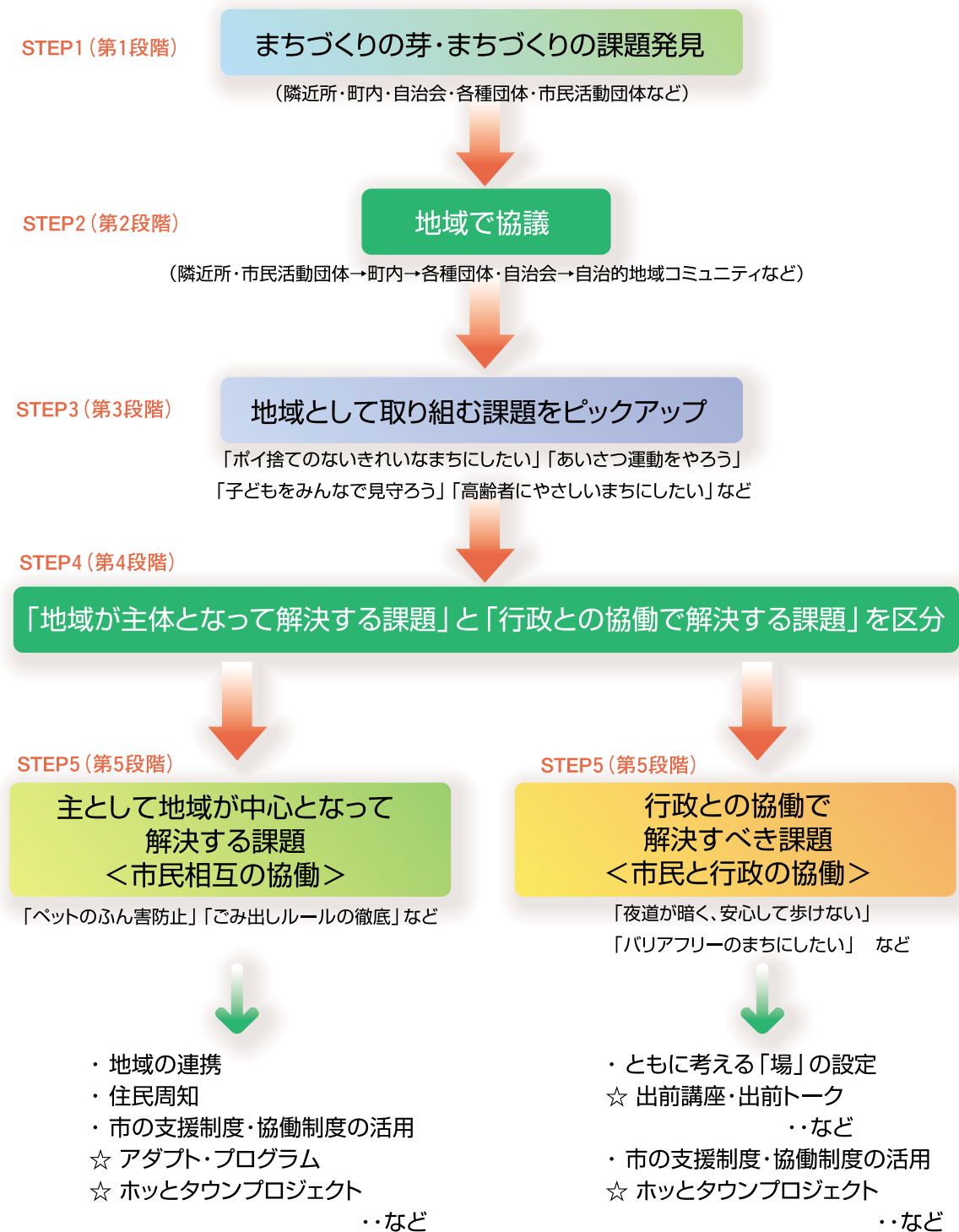
市民相互の支え合い ～ブドウの房型ネットワーク～

自治的地域コミュニティ

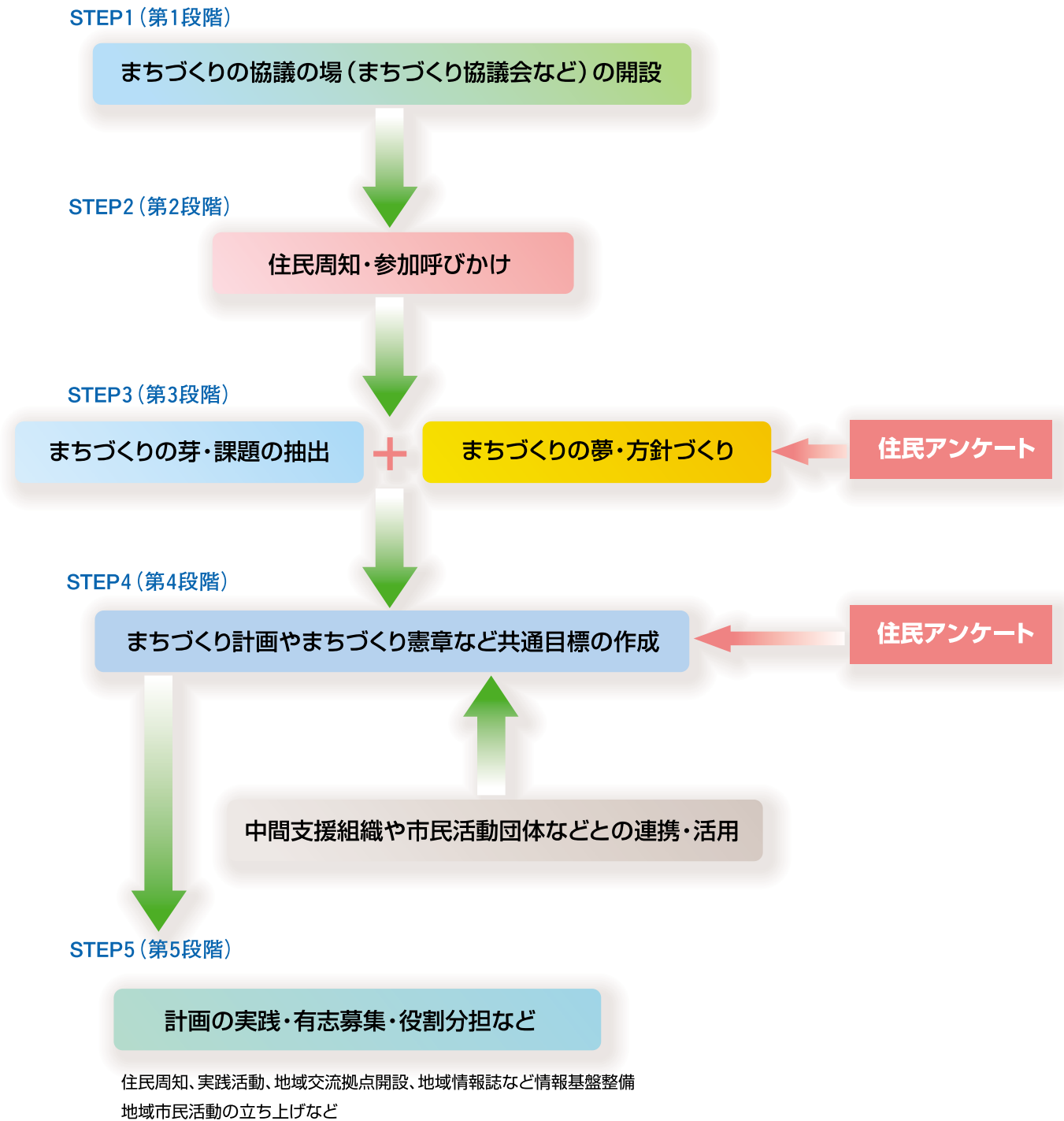


第三場 ●—— 自治的地域コミュニティのソフト基盤

住民主体の地域のまちづくり（事例）



段階的な地域のまちづくり(事例)



第三場 ●—— 自治的地域コミュニティのソフト基盤

コミュニティエリア別活動例（現行）

※ 一例であり、また、そのエリアしかできないというものではありません。

	自治会エリア	自治会連合会エリア	中学校区エリア	複数の中学校エリア
共同	親睦活動	親睦活動（運動会・文化祭など） まつり・イベント 敬老会・成人式など		
美化	美化活動・ポイ捨て防止 地域景観ルール （地区計画など） ごみ出しマナーの徹底	美化活動・ポイ捨て防止 屋外広告物取締り協力 資源分別回収		
安全	駐車違反の締め出し 防犯・防災活動	交通安全運動 防犯・防災活動		
その他		福祉・健康・体育振興 青少年育成 公民館活動 地域情報誌作成・配布 商店街活性化		コミュニティセンター管理

自治的地域コミュニティのエリア別活動イメージ

※ 一例であり、また、そのエリアしかできないというものではありません。
 ※ まちづくりの能動的な実施。
 ※ 上図の活動がこれにオーバーラップします。

	自治的地域コミュニティ			
	住民の所属する最小単位	自治的地域コミュニティ（基礎的単位）	自治的地域コミュニティ（都市内分権単位）	
	自治会エリア	自治会連合会エリア	中学校区エリア	複数の中学校エリア
場		まちづくり協議会など 住民交流拠点の開設など		
方針	町内憲章	まちづくり憲章など まちづくりプラン作成など		
情報		電子町内会 地域情報誌作成・配布		
人材育成		地域ボランティア有志活動 ボランティア・生涯学習相談 まちづくりリーダー養成 コミュニティビジネス		
活動		アダプト・プログラム （一般型・創造型・文化財型）		

第一場 ●—— 行政の変革

- 一 新たな住民自治の確立に向けて、“協働のまちづくり”を推進するため、情報の共有化・行政改革に努めるとともに、「行政主導型」から住民自治を充実する「協働型」の総合行政運営に移行することが必要です。
- 二 “協働のまちづくり”を推進するため、研修、実体験などを通じて、職員の意識と能力の向上を図ることが求められます。

[解説]

「行政の変革」

地方分権が本格化する中、「国からの分権」そして「県からの分権」に次ぐ、第三の分権とも言われる市からの「住民分権」の時代を迎えます。これを一つの背景として、「岐阜市新行政改革大綱」にもとづき、より一層の情報公開と行政改革に努めるとともに、行政主導型から住民自治の充実に向けた協働型の行政運営へと転換を図ることが必要です。

また、行政組織の横の連携を図り、一体として行政機能を発揮する総合行政の推進が求められます。

一方、低迷する経済情勢の中、限られた財源を最大限に活用するには、行政コストの軽減を図るとともに、投資の集中と選択を進めることが必要です。効率的な行政運営を図るとともに、民間でできることは民間にゆだねるなど、行政改革をより一層進める必要があります。

ただし“協働”は、単に行政経費節減のためのものではなく、そもそも住民自治を充実させるものであることを忘れてはなりません。

「職員の意識・能力向上」

協働型の行政運営を進めるためには、職員の意識及び協働をコーディネートできる能力の向上が欠かせません。また、地域のまちづくりに参画するなど、実体験によって能力を培うことが大切です。

- 一 行政は“協働のまちづくり”が広く展開されるよう、積極的かつ継続的に施策を進めることが必要です。
- 二 「自治活動・市民活動の活性化」に向けて、広く社会貢献活動が活発化するよう、環境整備を進めることが必要です。
- 三 「住民自治の枠組みづくり」に向けて、都市内分権を念頭に置きながら調査研究あるいは実証実験を進めることが必要です。
- 四 「市民参画制度」の一層の充実に向けて、具体的な協働手法の開発や制度化を進めることが必要です。
- 五 情報の共有化を図るとともに、啓発や中間支援組織の活性化など、環境整備を進めることが必要です。

[解説]

「“協働のまちづくり”への行政姿勢」

“協働”は、単に行政経費節減のために、市民に業務をゆだねていくという意味ではありません。市民と行政が自立・対等の立場で“協働のまちづくり”を進めます。また、行政が市民に丸投げするというものではありません。一方で、市民参画のプロセスを担保しながら、行政が主導的な立場からまちづくりに当たる場合も必要です。

なお、公平・公益性を保つための正当な権力行使者の立場が、別の側面としてあることも忘れてはなりません。

「市民活動との協働」

市や企業が行うより効果的・効率的かつ継続的に社会サービスを担うことが可能なものについては、NPO法人などとの協働の機会を積極的に設けることが必要です。すなわち、新しい住民ニーズや社会の変革に対して専門的・先駆的・機動的

に対応する活動が活発化する環境整備に努めるとともに、意見交換や情報の共有を図ることが必要です。また、これらの市民活動が地域で展開されるよう、広く市民啓発に努めることが必要です。

「住民自治の枠組みの醸成」

地域に合った、新たな住民自治の枠組みを構築するためには、モデル事業などを通じて住民と協働でこれに取り組むことが必要です。

例えば、「住民や地域型コミュニティ、目的型コミュニティが、相互に情報交換や交流を図ることのできる『場』(交流拠点やまちづくり協議会など)の開設」、「地域内の市民活動情報を、地域自らが住民に提供するシステム」、「まちづくりやボランティアの人材養成」などに対して、協働による取り組みが必要となります。

[解説]

「住民自治の活性化」

住民自治を促進するため、住民と行政の役割分担のもとでの地域への「一定のまちづくり権限の移譲」について調査研究が必要です。

「市民参画制度の充実」

“協働のまちづくり”を進めるため、政策形成過程からの市民参画手法として、「事業評価システム」や「審議会等への委員公募」制度などのほか、「アダプト・プログラム(公共空間の住民管理)」、「パブリックコメント(意見提出制度)」などを具体的な協働手法として開発・導入し、新たな市民参画・協働のシステムの確立を図ることが必要です。「アダプト・プログラム」(清掃活動の「一般型」、施設などの計画段階からの「創造型」、まちのシンボルを対象とする「文化財型」がある)は、いろいろな展開が考えられることから、各事業分野において積極的に活用することが望まれます。

「“協働のまちづくり”や社会貢献活動に関する市民啓発」

“協働のまちづくり”や社会貢献活動、あるいは自治活動や市民活動に対する市民の参加と理解を得るためには、情報提供・共有や啓発が重要となります。また、市民活動や自治活動に対して企業などが支援を行う“市民相互の協働”についても、理解を得ていくことが必要です。なお、市民の理解を得るには行政からだけでなく、地域型コミュニティや目的型コミュニティなど市民自らが、市民に対して、あるいは行政に向けて情報発信することも重要です。

第二場 ●—— 施策の展開

「まちづくりの芽を育てるために」

市は、まちづくりの事例やまちづくりの進め方について、具体的に紹介するガイドブックを作成するなど、市民が身近に、主体的にまちづくりを進めるために必要な情報の提供や啓発に努めることが必要です。

「双方向の情報共有化」

市は一層の情報公開に努めるとともに、トークや出前講座などの制度の活用を促進するなど、市民と情報の共有化を図ることが必要です。行政から市民へという一方通行のものではなく、市民活動や市民ニーズの情報についても共有化を図ることが大切です。

「環境整備」

「中間支援組織」の自立・活性化や「協働推進委員会」の設置など、“協働のまちづくり”を継続かつ具体化して展開するための環境整備に努めることが必要です。

「人材育成や情報提供」

市民のまちづくりに関する人材育成や社会貢献活動のきっかけづくりのために、研修の場の開設や、生涯学習講座「長良川大学」の推進あるいは情報提供・相談体制の整備が必要です。それには、大学その他関係機関、中間支援組織、市民活動団体などとの連携が欠かせません。

「地域活動情報の地域還元」

地域の自治活動や市民活動情報は、住民のまちづくりへの参画を得るために、また“市民相互の協働”のまちづくりを進める上で重要となります。情報誌・インターネット・交流の場などを通じて、活発に情報提供が行われるような仕組みづくりに向けて、協働で取り組むことが必要です。

「市民主導型の中間支援組織の育成」

多様な市民活動をより一層支援できるよう、中間支援組織の機能強化、ネットワーク化及び自立化が重要となります。

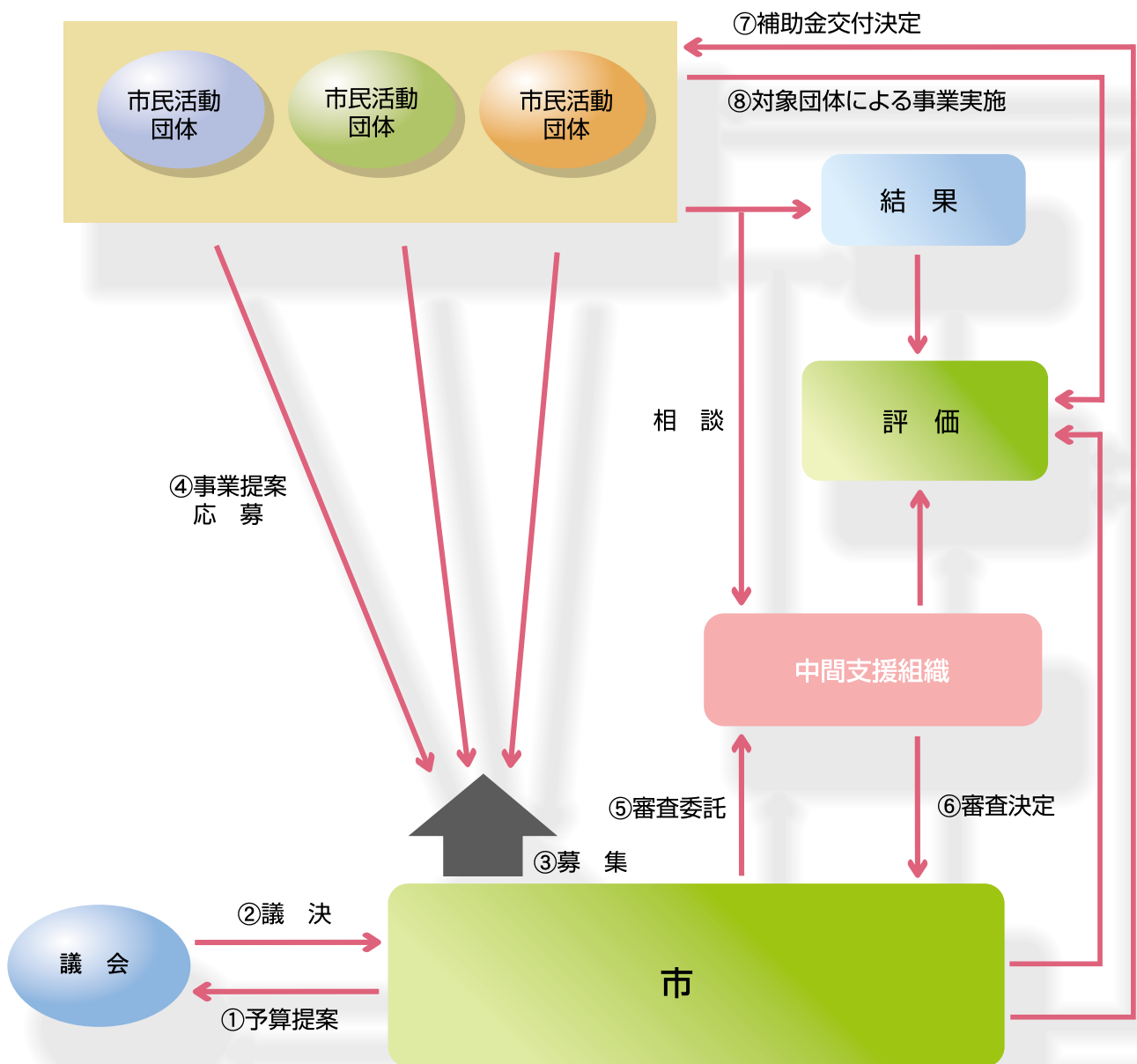
行政は、特に、市民の支持を受けて活動が活発化するよう、この中間支援組織の役割について、広く市民に周知することが必要です。

行政の果たすべき役割



市民活動促進支援イメージ図

＜まちづくり事業提案に対する支援イメージ図＞



第一場 ●—— 社会貢献意識の向上

- 一 市民一人ひとりが、“協働”の考え方を共有し、みんなの理解と思いやりのもとに、お互いが支え合う社会づくりに貢献することが期待されます。
- 二 自発的かつ自然体でまちづくりに参画でき、自己実現を図ることのできる環境を、ともに築いていくことが大切です。
- 三 自治活動や市民活動への理解と連携を深め、まちづくりに積極的に参画することが期待されます。

[解説]

「自発的な社会貢献活動意識の醸成」

市民一人ひとりが、自発的、自然体で積極的に社会貢献活動に参画できる環境が必要です。それにはまず、お互いの理解と思いやり、そして「補完性の原則」のもとに、社会に貢献することの意義を、改めてみんなで認識することが大切です。

「一人ひとりの自覚」

「平和を基調としながら、人権を尊重し合い、家族、地域社会、人類、自然、生物への深い愛情」をはぐくむとともに、「子どもたちが主体性と社会性ある人間として個性を磨き合い、健やかに成長できる社会」と「すべての市民が安全で安心して健康で豊かな生活を追求できる環境」を築くため、また、「精神的な豊かさを追求できる日常環境」を実現するため、広くまちづくりに対して市民一人ひとりが進んで役割を担っていくことが期待されます。

「自治活動や市民活動への理解」

住民一人ひとりが、地域型コミュニティや目的型コミュニティへの理解を深めることが大切です。地域を構成する主役として、地域が抱える課題を地域の中で解決するため、主体的にその課題を知り、あるいは学び、その成果を生かして自治活動に参加し、行動することが期待されます。

「まちづくりの芽を発見することから始めよう」

「批判から提言へ、提言から行動へ」という言葉が示すように、まちづくりの課題の発見から解決(発見・協議・計画・合意・理解・実践・評価)まで、住民が主体的にまちづくりに参画することが期待されます。

第二場 ●—— 自治会に期待される役割

- 一 住民の親睦融和を図るとともに、防災・防犯・福祉・環境など住民共通の福祉向上のため、これまでに培われた活動のノウハウや地域固有の視点を活かし、地域住民の基盤的な団体として、まちづくりを担うことが期待されます。
- 二 市民活動団体への理解と連携を図るとともに、市民活動のステージとしての地域環境を築き上げる役割が期待されます。
- 三 青少年の地域活動への参加促進や世代間交流の取り組みが期待されます。
- 四 住民自治を充実させた“自治的地域コミュニティの形成”に向けて、基盤的な役割が期待されます。

[解説]

「基盤的な団体としての自治会」

昭和24年に結成された任意団体である自治会は、半世紀にわたる社会貢献活動や地域の親睦活動、まちづくり活動のノウハウを活かし、住民に最も身近な基盤的な団体として、さらに充実した住民自治に向けて基盤的な役割を果たすことが期待されます。

「市民寄りの中間支援組織的な機能の具備」

地域の市民活動団体相互の連携や支援、社会貢献活動を進める有志のグループや地域に根差したボランティア団体・NPO法人立ち上げなどのインキュベーション(育成)機能の発揮が期待されます。また、いわば住民に最も近い中間支援組織的な立場で、目的型コミュニティの活動を理解し、地域における市民活動をコーディネート(調整)する機能を発揮することが期待されます。

「“自治的地域コミュニティ”の基盤的な役割」

新たな住民自治の枠組み形成に向けて、基盤的な役割が期待されます。また、多様化・個別化・複雑化する住民ニーズや新たな地域課題に対応するには、住民有志や各種団体の活動、あるいはNPO法人やボランティア団体の活動が活発に展開できる環境づくりが期待されます。

「青少年の地域への参加の習慣づくり」

地域の歴史や文化に対する理解や地域活動への若年層の参加を促進するため、地域の伝統文化継承や三世代交流など、広く活動機会の提供に努めることが期待されます。

第三場 ●—— 市民活動団体に期待される役割

- 一 自立と自己責任のもとに、専門性・先駆性・機動性を発揮し、まちづくりに積極的に参画することが期待されます。
- 二 地域型コミュニティや他の市民活動団体と協働・連携することによって、その活動内容や機能を高め、社会貢献活動を担うことが期待されます。
- 三 個人の自己実現や社会参画のきっかけを提供する役割が期待されます。

[解説]

「自立した活動」

自らが担うことのできる能力に応じた自立と自己責任による活動のもとに、その使命の遂行を目指すほか、他の市民活動団体と協働・連携することによって、より活動内容や機能を高め、社会貢献活動を担うことが期待されます。

「専門性・先駆性・機動性の発揮」

その専門性・先駆性・機動性を発揮し、住民の日常的課題や社会的課題の解決に向けて、積極的な活動を展開することが期待されます。

「活動に対する理解を得る活動」

活動の趣旨を住民や地域型コミュニティに理解を得るため広報に努めるとともに、開かれた団体運営のもとに、地域型コミュニティと連携し、活動の輪を広げることが期待されます。

第四場 ●—— 企業に期待される役割

- 一 地域の一員として、また企業市民として社会貢献活動やまちづくりに積極的に参画することが期待されます。
- 二 専門的で多分野にわたる資源を活かし、地域経済型コミュニティ*¹として地域型コミュニティや目的型コミュニティの支援を行うとともに、市民活動団体やコミュニティビジネス*²を計画する個人・団体などに対して、育成機能を発揮することが期待されます。

[解説]

「地域の一員としての活動」

“協働”の理念を認識し、地域の一員としての社会貢献活動やまちづくりに参画することが期待されます。また、従業員の社会貢献活動への参加に対する理解や、環境整備が期待されます。

*¹地域経済型コミュニティ

企業、商店街など地域に密着して経済活動を行っている法人・団体が連帯して構成するひろがり。

*²コミュニティビジネス

地域の人々が中心となり、地域に根付いた市民サービスや社会サービス事業を展開することで、地域課題を解決していくとする取り組み。

「高度で多彩な資源を活かした支援活動」

資金援助・施設提供・社員による社会貢献活動をはじめ、ノウハウや人材や情報などの資源を活かしながら、自治活動や市民活動の支援を行うことが期待されます。

「地域での起業化に対するインキュベーション機能」

新たな経済活動の主体としての可能性も秘める市民活動団体やコミュニティビジネスを計画する団体などに対して、インキュベーション(育成)的な機能を発揮することが期待されます。

第一場 ●—— 中立的な立場

中立的な立場から“協働のまちづくり”を支援する中間支援組織^{*1}は、「市民と行政のパイプ役」として、また「地域型コミュニティや目的型コミュニティ相互のコーディネート役」として、さらには「自治活動や市民活動の促進」に向けて、その機能をより向上させることが期待されます。

[解説]

「中立的な立場からのコーディネート機能と市民と行政のパイプ役」

市民と行政の間に立って、そのパイプ役を果たすとともに、中立的な立場からコーディネートや相談などの機能を発揮することが期待されます。また、自治活動や市民活動情報の集積・提供に当たることが求められます。

「住民相互間のコーディネート機能」

自治会と市民活動団体あるいは市民活動団体同士など、“協働のまちづくり”の多様な担い手である住民相互をコーディネートする機能が期待されます。

「自治活動や市民活動及び人材育成の支援」

蓄積した人的ネットワーク、まちづくりのノウハウや情報等を活用し、自治活動や市民活動を支援する役割が期待されます。また、市民がまちづくりに関する知識を習得したり、市民自らがまちづくりのコーディネーター（調整役）、ファシリテーター（意見を引き出す役）の役割を担うことのできるよう、人材を育成する機能が期待されます。

*1 中間支援組織

地域の市民活動団体の育成やネットワーク形成などを目的とする組織。運営形態は全国さまざまで、民設民営、公設民営、公設公営の各パターンが見られ、公平・効率が求められる行政と市民との中間に位置します。その機能・役割は、資源（人材や情報など）の仲介、市民活動の支援と啓発、調査研究、政策提言などがあります。

今後、展開されるであろう多様な市民活動に対して、幅広く支援する機能が中間支援組織には期待されます。

また、そのノウハウの蓄積を図る一方で、自らの役割に関して周知に努め、市民の支援を得て自立・主体的活動を行うことが期待されます。

[解説]

「中間支援組織間の連携活動」

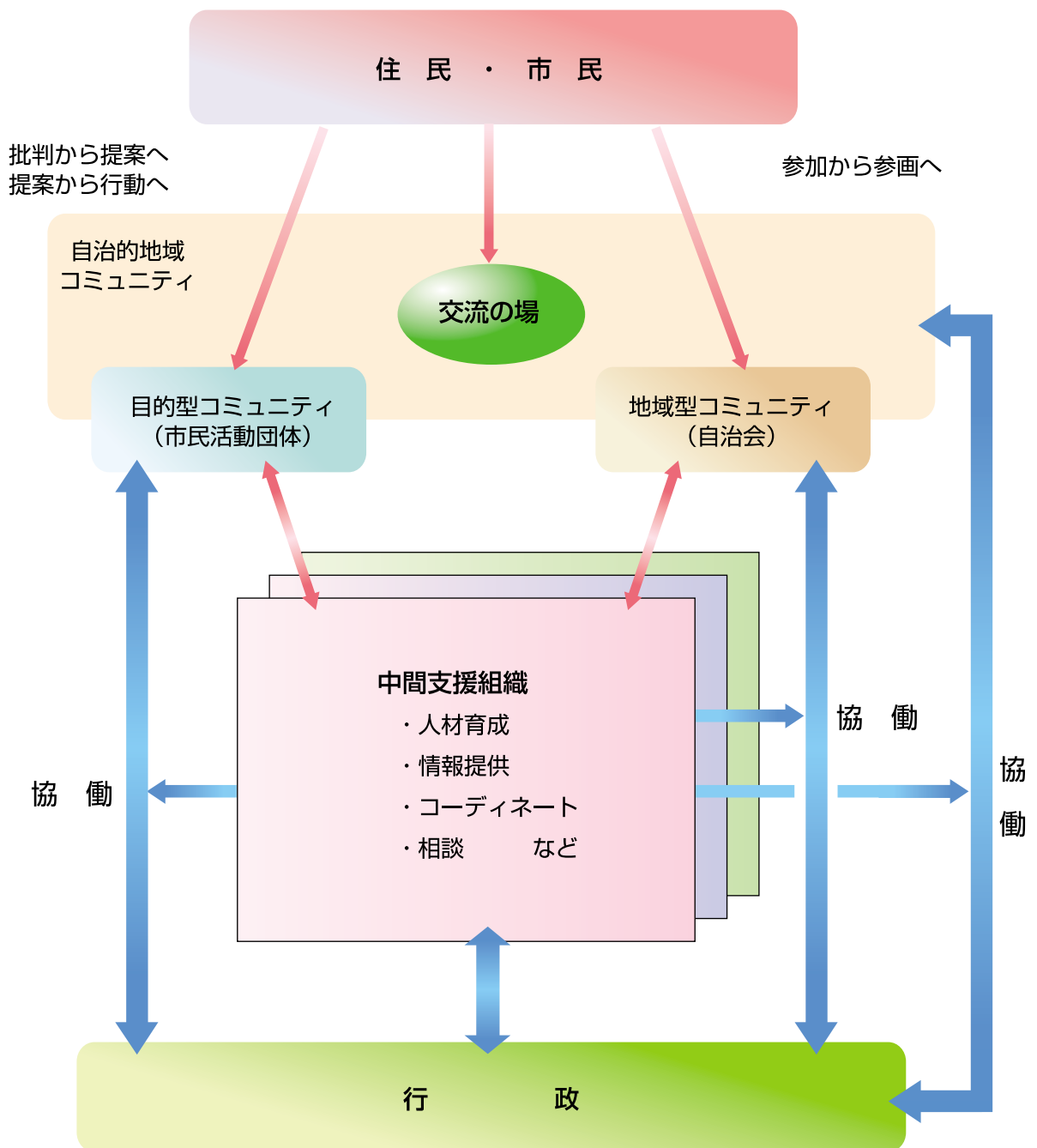
中間支援組織相互や関係機関との情報共有、ネットワーク化など連携を図ることが期待されます。

「中間支援組織の自立化」

広くその意義や活動内容に関する啓発に努め、自立・主体的な仲介者としての活動を行うことが期待されます。

中間支援組織に期待される役割

中間支援組織は複雑かつ多様な形態で存在します。それぞれが特定のテーマを柱に活動しているケースも見られます。しかし、ワンストップサービス（一か所の窓口ですべてが満たされるサービス）が求められるため、そのような機能を果たすため相互のネットワーク化が必要です。



再 幕

(アンコール)

そして新たな幕開けへ
～みんなで開く住民自治の幕～

市民と行政が、協働の階段を、ともに一段ずつ上がり、
この指針を、更に新たな舞台へと育て上げていくことが大切です。

「(仮称)住民自治基本条例」の検討も一つのステップです。

住民自治の舞台は、みんなの協働により、新たな幕が開かれようとしています。

「(仮称)住民自治基本条例」

「協働のまちづくり指針」をさらに充実し、条例として法的に、
住民のまちづくりの権利・義務や行政の責務・役割を規定するもの。

地方自治体の憲法とも称されます。

行政が主体となって制定するのではなく、

市民・行政の協働によって、作業を進める必要があります。